

平成24年度

事業計画

財団法人 北九州市身体障害者福祉協会

活動方針(案)

平成23年度は、国の公益法人制度改革による、新法人への移行準備に追われた年だった。また、平成24年度からの北九州市の次期障害者支援計画の策定委員会人権・社会参加部会を担当するなど、障害のある人の社会参加推進に向けて取り組んだ。その中でも、障害のある人の人権問題については、関係団体と連携を密にし、人権学習や講演会に取り組んだ。

平成24年度は、4月1日より公益財団法人として新たなスタートをすることになり、今まで以上に、より公益性の高い法人として北九州市における当協会の果たす役割や使命を明確にしていくとともに、障害福祉の推進を更に進めていく。

社会参加の推進として取り組んでいる「生きがい事業」を拡充するために、体制整備の検討に取り組む。

公益法人移行に伴う法人運営に必要な予算確保としては、寄付金や会費収入などの増収を検討して財源確保に努める。

障害者当事者団体としての運動強化については、会費制度導入による加入会員団体と一緒に、課題解決に向けて取り組む。

障害のある人の人権問題については、市内の障害者関係団体と連携して、これまで以上に活動に力を入れていく。

また、西部地区の障害福祉の活動拠点である西部障害者福祉会館、視聴覚障害者情報提供施設が黒崎駅前のコムシティに移転することから、新たな西部地区での活動拠点となるため、障害のある人たちの活動支援体制を整備していく。

以上、活動方針を達成するため、下記の6つの取り組みを行う。

(1) 法人の経営理念の作成

「何のために事業を行うのか」という視点を明らかにし、当協会の存在意義や使命を明確にするため、公益財団法人としての経営理念を作成する。

(2) 生きがい事業の推進

平成20年度から取り組んでいる、障害者芸術・文化活動の推進を更に進めるために、事業実施体制の整備を進める。

(3) 法人運営に必要な財源確保の検討

法人運営に必要な財源として寄附金や賛助会費等の収入増について検討する。

(4) 会員団体との連携強化のあり方検討

平成23年度からの会員制導入にあたり、当事者団体としての活動の活性化を目指し会員団体との連携強化のあり方を検討する。

(5) 障害者人権問題の啓発推進

障害のある人たちにとって重要な人権問題を重点課題として、広く社会に啓発するため他団体と連携して昨年度に引き続き取り組む。

(6) 障害者の社会参加推進

地域における障害者の社会参加のきっかけとなる事業展開を行っていく。その中で、コミュニティに移転する西部障害者福祉会館の新たな体制づくりに取り組む。

事業計画

I 法人運営

【運営方針】

公益財団法人として今まで以上に、公益性の高い事業展開を行い、地域における障害者の社会参加と自立にむけて取り組んでいく。そのためにも、協会としての組織力、経営力の強化を目指して、これまで以上に当協会の存在意義や社会的役割を明確にしていく。

【活動内容】

1. 組織運営に関わる各種会議の開催

- ・理事会の開催（年3回予定）
- ・評議員会の開催（年2回予定）
- ・関係団体事務局長会議の開催（定例 年6回）
- ・法人運営推進会議（定例 年12回）

2. 職員育成の強化

- ・研修会の実施（全職員対象 年2回・各所属別職員対象 随時）
- ・専門性強化の為、関係機関主催の研修会へ派遣

II 公益事業

1. 社会参加推進事業 【公益事業1】

障害者の社会参加を進めていくために、障害福祉の向上を目指し、国際障害者年の「障害者の完全参加と平等」の福祉理念に基づく福祉の推進を図り、社会の発展に寄与することを目的とする。

【活動内容】

(1)障害者芸術文化支援事業

障害者当事者の芸術文化活動を支援するとともに、市民を対象に障害者福祉の啓発の場として年1回、絵画、写真、書道等の障害者作品展の開催や、障害者当事者等によるステージイベントを行なう。

- ・第5回 北九州市障害者芸術祭

作品展示 平成24年11月～12月予定 (会場未定)

ステージイベント 平成24年12月 9日(日)(ウェルとばた中ホール)

(2)手話通訳協力員派遣事業

コミュニケーション支援が必要な聴覚障害者および関係団体に対し、手話通訳者を派遣する。

(3)情報提供事業

ホームページおよび広報紙を活用し、障害福祉の情報を障害者当事者、障害福祉関係団体及び市民に情報発信し、障害者の社会参加推進を図る。

- ・協会ホームページによる各種情報の提供
- ・しんしょうだよりの発行 年間4回 各1600部発行

(4)陳情・要望活動事業

障害者の福祉向上を図るため、国、北九州市に対し必要な陳情、要望の諸活動を行う。市レベルの陳情、要望については、地元の障害者団体と連携、協議し行う。国レベルの陳情、要望については、全国の障害者団体と連携、協議し要望する。

- ・第53回政令指定都市身体障害者団体連絡協議会
平成24年 9月 1日(土)(京都市)
- ・第45回九州身体障害者福祉大会
平成24年11月29日(木)～30日(金)(大分県)

2. 東部障害者福祉会館事業 【公益事業2】

当協会の目的である社会参加や自立支援が必要な障害者の活動拠点としての会館運営や、他団体等では取り組んでいない重度障害者の社会参加支援事業を実施する。事業を行う上で、様々な障害特性の支援に対応できる北九州市内でも数少ない手話通訳士や介護福祉士、盲ろう者に対応できる専門職員を配置し事業を実施する。なお、各種事業を企画・実施する中で課題を研究し、広報紙やセミナーなどで広く社会に問題を啓発する。

また、北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例に基づき、障害者の社会参加と自立支援を目的として活動する団体に無料で部屋の貸し出しをする。建物の設備と

しては、障害のある人たちが安心して利用できるように、車いす使用者用のトイレ設備、オストメイト対応のトイレ設備、聴覚障害者用の電光掲示板、視覚障害者用の点字案内表示設備などを整備し、福祉の推進に寄与することを目的とする。

【活動内容】

1. 障害者社会参加支援事業

(1) 社会参加講座開催事業

- ・ パソコン講座、料理講座など14講座の開催。

(2) 交流事業

- ・ 交流会の開催 春（寿司バイキング交流）
夏（レクリエーション交流）
冬（クリスマス会）
- ・ 開館記念文化祭「ふれあい広場」平成24年10月予定

(3) 支援者養成事業

- ・ 初級ボランティア養成講座（福祉セミナー）
- ・ 障害のある人へのコミュニケーション支援セミナー

(4) 情報提供事業

- ・ 会館だよりの発行 年4回。各1600部発行
- ・ 情報センター事業
- ・ 福祉に関する書籍の貸出し、福祉関連新聞記事の掲示

2. 障害別社会参加支援事業

(1) 障害別支援者養成事業

- ・ 要約筆記者養成講座

(2) 障害別生活支援事業

- ・ 要約筆記奉仕員派遣
- ・ 手話通訳者派遣
- ・ 視覚障害者生活教室
- ・ 音声機能障害者発声訓練
- ・ 発声訓練指導者養成
- ・ オストメイト社会適応訓練

(3) 障害別交流事業

- ・ 聴覚障害者ふれあいの会

(4) 障害別情報提供事業

- ・ 聴覚障害者情報提供事業

3. 貸し部屋支援事業

障害者、支援者、関係者が福祉向上を目的とした会議、研修、福祉大会開催などのために無料で部屋の貸し出しをする。収益を目的とした内容については、貸し出しをしない。

貸出日：月曜日から土曜日の9時30分から21時。

日曜日は、9時30分から18時。

休館日は、火曜日、祝日、年末年始。

3. 西部障害者福祉会館事業 【公益事業3】

当協会の目的である社会参加や自立支援が必要な障害者の活動拠点としての会館運営や、他団体では取り組んでいない重度障害者の社会参加支援事業を実施する。事業を行う上で、様々な障害特性の支援に対応できる北九州市内でも数少ない手話通訳士や介護福祉士、盲ろう者に対応できる専門職員を配置し事業を実施する。なお、各種事業を企画・実施する中で課題を研究し、広報誌やセミナーなどで広く社会に問題を啓発する。

また、北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例に基づき、障害者の社会参加と自立支援を目的として活動する団体に無料で部屋の貸し出しをする。建物の設備としては、障害のある人たちが安心して利用できるように、車いす使用者用のトイレ設備、視覚障害者用の点字案内表示設備、建物内はすべてバリアフリーに整備し、福祉の推進に寄与することを目的とする。

【活動内容】

1. 障害者社会参加支援事業

(1)社会参加講座開催事業

- ・パソコン講座、料理講座など18講座の開催。

(2)交流事業

- ・交流会の開催 ふれあいコンサート
- ・開館記念文化祭「であい・ゆめ広場」

(3)支援者養成事業

- ・初級ボランティア養成講座（福祉セミナー）

(4)情報提供事業

- ・会館だよりの発行 年4回。各1600部発行。
- ・情報センター事業

2. 視聴覚障害者社会参加支援事業

(1) 製作および貸し出し事業

視覚障害者を対象とした点字図書、デイジー（CD）図書、テープ図書、聴覚障害者を対象とした手話・字幕挿入映像資料の製作および貸し出しを行う。

(2) ボランティア養成および研修事業

- ・音訳ボランティア養成講座
- ・点訳ボランティア養成講座
- ・盲ろう者通訳・ガイドヘルパー養成講座
- ・活動ボランティアのスキルアップ研修会

(3) 障害別生活支援事業

- ・盲ろう者通訳・ガイドヘルパー派遣

(4) 情報提供事業

- ・機器操作支援事業
- ・広報誌の発行
点字図書館だより 年3回、450部発行。
ライブラリーだより 年4回、300部発行。
- ・リーディングネットワーク事業

(5) 交流事業

- ・当事者、ボランティア、職員による三者交流会

3. 貸し部屋支援事業

障害者、支援者、関係者が福祉向上を目的とした会議、研修、福祉大会開催などのために無料で部屋の貸し出しをする。収益を目的とした内容については、貸し出しをしない。

貸出日：月曜日から土曜日の9時30分から21時。

日曜日は、9時30分から18時。

休館日は、火曜日、祝日、年末年始。

4. 生活援助員派遣事業【公益事業4】

高齢者夫婦世帯、並びに高齢者独居世帯が地域生活をおくる際に発生しがちな「孤独死」や、地域での孤立化を未然に防ぐために、安否確認通信システムの活用、生活援助員の派遣によって、緊急事態の対応や日常での傾聴、声かけによる地域生活の自立支援を行う。

また、各種相談受付けおよび福祉制度に関する情報提供や地域の社会資源などの情報提供をすることにより高齢者の生活支援を図り、福祉の推進に寄与することを目的とする。

【活動内容】

日中（10：00～15：00）

生活援助員が全世帯を巡回しながら、傾聴、声かけを行い、その中で入居者の問題、ニーズ等の情報を収集する。

夜間（20：00～08：00）

宿直員が駐在し、夜間での緊急時の対応にあたる。

III 収益事業

1. 点字・声の市政だより等作成事業 【収益事業1】

視覚障害者への情報提供を通して社会参加と自立支援を目的に、市が発行する広報誌「市政だより」、「市議会だより」等の点字・録音製作および発送を通して、視覚障害者への情報支援に向けた諸問題を調査・研究し、広く市民へ啓発を行なう。

【活動内容】

市政だより、市議会だより、かえるプレス、自立支援障害程度区分通知書等の北九州市または、公的な機関が発行する書類の点字物、録音物の作成

2. デイサービスセンター事業 【収益事業2】

高齢者福祉の増進を目的に、職場や家庭の担い手から退いたことから、家に引きこもりがちになったり、生きがいを見出せない状況にある高齢者を、福祉施設を活用することにより日常生活のレベル維持を目標にした日常動作訓練や趣味娯楽活動を通じて生きがい意欲を低下させないように活動の場の提供を行う。

また、地域での自立生活、在宅生活の助長を目的にした介護予防サービス事業も同時に図り、高齢者のみならず、家族、地域、事業所、行政と連携を図る。

【活動内容】

介護保険法に基づく通所介護事業、予防介護通所事業、居宅介護支援事業

3. ヘルパー事業 【収益事業3】

障害者・高齢者の社会参加と自立支援を目的に、昭和56年から北九州市からの委託事業として、障害者の自立と社会参加支援のため車椅子ガイドヘルパー養成・派遣事業、盲人ガイドヘルパーの養成派遣事業および重度障害者への介護人養成・派遣事業（ヘルパー派遣）を長年受託し実施してきた。

平成15年4月にヘルパー派遣が委託から支援費制度に変わったが、当事者からの支援継続の声を受けて、ヘルパー派遣事業を実施し、平成15年5月からは65歳になった高齢障害者の生活を支援するため介護保険法に基づいたヘルパー派遣事業を実施した。

平成18年より支援費制度は障害者自立支援法に変更されたが、障害者福祉、高齢者福祉を推進するため、事業を実施する中で諸問題を調査・研究し、社会参加に対する課題などを収集して広く社会に啓発する。また、障害者の地域での生活を支援するヘルパー研修についても行う。

【活動内容】

障害者自立支援法及び介護保険法に基づくヘルパー派遣事業

4. 自動販売機委託販売事業 【収益事業4】

北九州市立東部障害者福祉会館および北九州市立西部障害者福祉会館をはじめ、北九州市内の公的施設に自動販売機を設置し、利用者に飲料水の便宜を図るとともに、自動販売機の事業収入については、当協会が主催する公益事業である社会参加推進事業に充てる。

【活動内容】

自動販売機により飲料水の販売

IV その他事業

1. 地域障害者団体支援事業 【その他事業1】

当協会は、昭和48年の財団法人として設立以来、北九州市における身体障害者当事者団体として活動を進めてきた。その活動は、地域を拠点とした活動から障害種別ごとにおける諸問題を解決するための活動まで様々あり、現在も当事者団体活動として行われている。本事業では、北九州市内で当協会と一緒に活動を行う身体障害者団体の活動を支援することから、北九州市の障害福祉の推進を図ることを目的として行う。

【活動内容】

当事者団体自主企画事業支援事業は、市内の当事者団体が行う、社会参加や自立支援に関する研修会や障害者同士の交流を目的とした活動に対して、事務的な支援、広報的な支援を中心として行なう。また、各障害別全国組織および九州地区組織開催の福祉大会や障害者スポーツ支援としてスポーツ大会参加支援も行う。それ以外にも、各障害別団体による九州および全国規模大会を主催する場合の支援も行う。

- ・当事者団体自主企画事業支援事業
- ・各障害別全国組織および九州地区組織開催の福祉大会参加支援事業
- ・各障害別団体による九州および全国規模大会主催支援事業
- ・障害者スポーツ参加支援事業

V 他団体連携事業

1. 北九州市障害福祉団体連絡協議会

- ・組織運営に関わる。(常任委員)
- ・障害者の人権問題に関わる。(人権部会長)
- ・12月の障害者週間での市民啓発活動に関わる。(啓発部会事務局)

2. まちづくりネットワーク

市内のバリアフリー一点検を行い改善等についての協議の場に参加する。
(世話人団体および会員)

3. 北九州市障害福祉情報センター

各種障害者福祉に関する情報を収集し提供する。(運営委員)